

CITY OF YOKOHAMA

# 令和8年度 集団指導講習会

## 身体的拘束の適正化

健康福祉局監査課

健康福祉局高齢施設課

令和8年6月



横浜市

# 「身体的拘束等」とは

「身体的拘束等」とは、介護保険法に基づいた運営基準上、「身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為」である

「身体的拘束等」に該当する行為によって  
本人の行動の自由を制限

【例示】

- ・ ベッドに「4点柵」を設置
- ・ ミトンの装着
- ・ 車いすからの立ち上がりを防ぐためのベルト装着
- ・ 「つなぎ服」の着用
- ・ 本人が開けられないように施錠された居室等への隔離



身体的弊害（身体機能の低下等）

精神的弊害（尊厳の侵害、精神的苦痛等）

社会的な弊害（施設への社会的不信等）

介護に直接携わる職員だけでなく、施設・事業所の管理者を含めた組織全体および保険者等の関係機関が、身体的拘束は高齢者の尊厳を害し、その自立を阻害する等の多くの弊害をもたらすことを認識し、常に意識することが必要

【参考資料】 介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き（令和7年3月）

## 「緊急やむを得ない場合」の3つの要件①

当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

『緊急やむを得ない場合』とは、以下の3つの要件を全て満たしていること

要件	説明
切迫性	入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体的拘束等の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること



- 組織等として、これらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行う  
適正な手続きを経ていない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当
- (上記の要件確認等の手続きについて) 具体的な内容を記録しておく

## 「緊急やむを得ない場合」の3つの要件②

【それぞれの要件について確認すべき事項】

要件	確認のポイント
切迫性	入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 身体的拘束をしない場合、本人等の生命または身体がどのような危険にさらされるのか</li><li>・ それはどのような情報から確認できるのか</li><li>・ 他の関係機関や医療職はどのような見解を持っているのか</li></ul>
非代替性	身体的拘束等の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 身体的拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を洗い出すことができているか</li><li>・ 代替方法の洗い出しにあたり、複数の職員や多職種での検討を行ったか</li><li>・ 代替方法を実際行ってみた結果について十分に検討できているか</li><li>・ 代替方法の洗い出しにあたり相談できる外部有識者・外部機関はないか</li></ul>
一時性	身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定したか。それは何月何日の何時から何月何日の何時までなのか。また、1日のうちの何時から何時までなのか。</li><li>・ その判断にあたり、本人・家族・本人にかかわっている関係者・関係機関で検討したか</li></ul>

【参考資料】 介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き（令和7年3月）

## 身体的拘束を行う必要性が生じた場合の留意点

1	身体的拘束を行う際及び解除する際のルールや手続きを <b>あらかじめ</b> 定めておくこと（現に身体的拘束を実施していない場合でも、緊急やむを得ない場合の発生に備えて整備しておく）
2	身体的拘束を行う際には、原則として「身体的拘束適正化委員会」等を開催し、 <b>個人の判断ではなく関係者が幅広く参加した</b> カンファレンスで本当に必要か否かを組織的に検討すること
3	本人・家族等への説明にあたっては身体的拘束の内容、目的、理由、拘束を行う時間及び解除する時間、期間等を詳細に説明し、十分な理解を得るように努めること
4	家族等から「身体的拘束をして欲しい」旨の要望があっても、身体的拘束を実施する理由にはならないこと
5	身体的拘束を行う場合、その態様および時間、その際の本人の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録すること（記録されていない場合は「身体的拘束適正化未実施減算」に該当）
6	身体的拘束の実施中は「緊急やむを得ない場合」の3つの要件に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には <b>直ちに</b> 解除すること

# 身体的拘束適正化を図るための措置

実施する措置	介護保険施設※ 介護付有料老人ホーム 養護老人ホーム	短期入所生活介護	軽費老人ホーム	住宅型有料老人ホーム
身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体的拘束等適正化検討委員会」）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>3か月に1回以上</b>開催（テレビ電話装置等の活用可能）</li> <li>・ 委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅広い職種で構成（例：施設長、看護職員、介護職員、相談員等）</li> </ul>	—	—	—
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者を設置</li> </ul>	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者を設置</li> </ul>
身体的拘束等の適正化のための指針の整備 （必須項目は右記7点）	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 施設における身体的拘束適正化に関する基本的考え方</li> <li>② 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項</li> <li>③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</li> <li>④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</li> <li>⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</li> <li>⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</li> <li>⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</li> </ol>			
身体的拘束等の適正化のための研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>年2回以上及び新規採用時</b>に実施し、内容を記録</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体的拘束等の適正化に関する基礎的内容等、適切な知識の普及・啓発</li> <li>・ 当該施設における指針に基づく適正化の徹底</li> </ul>			—

※介護保険施設：特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、介護医療院

## 運営指導等における指導事例① 《指針の必要事項未記載》

指導事例	身体的拘束等の適正化のための指針に次の必要事項を追記すること。 ・〇〇に関する～～
確認した事象	指針の内容を確認したところ、条例で定められた必須項目の記載漏れが認められた。
解説	身体的拘束適正化のための指針には、以下の項目を全て記載すること。【再掲】 ① 施設における身体的拘束適正化に関する基本的考え方 ② 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④ <b>施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</b> ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ⑥ <b>入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</b> ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

## 運営指導等における指導事例② 《新規採用時研修の未実施》

指導事例	身体的拘束等の適正化のための研修について、定期的な研修とは別に、新規採用時の研修を実施すること。
確認した事象	研修の記録を確認したところ、新採用職員に対して、身体的拘束の適正化に関する研修が実施されていなかった。 【具体例】 <ul style="list-style-type: none"><li>・新規採用者研修資料に「身体的拘束適正化」に関する項目が含まれていなかった。</li><li>・受講対象を常勤職員のみと認識し、非常勤職員に対して研修を実施していなかった。</li><li>・年度途中に入職した職員への研修実施を失念していた。</li></ul>
解説	身体的拘束等の適正化のための研修は以下のとおり実施すること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>定期的な研修（年2回以上）</b></li><li>・ <b>新規採用時の研修（定期研修とは別に実施。非常勤職員や派遣職員も対象。）</b> →新採用職員が身体的拘束の適正化に関する研修を受講したか、管理者や適正化に係る担当者等が受講状況等を一元的に管理する体制を整備することが望ましい</li></ul>

## 運営指導等における指導事例③ 《研修の記録が確認できない》

指導事例	身体的拘束等の適正化のための研修について、実施内容を記録すること。
確認した事象	身体的拘束の適正化に関する研修を実施したことを確認できる明確な記録が残っていなかった。（研修資料は保管されていたが、実施日や受講者を確認できる記録がなかった。）
解説	<p>身体的拘束の適正化のための研修を実施した場合、<b>次の項目例を参考に実施内容等の記録を作成</b>し、保存すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 実施年月日</li><li>② 講師名</li><li>③ 受講者の人数、氏名</li><li>④ 実施内容が把握できるもの（※）</li></ul> <p>（※）使用したテキストや資料、動画スライドのデータやハードコピー、受講報告・レポート等、実施状況や実施内容が客観的に確認できる書類、データなど</p>

# 身体拘束廃止未実施減算（介護保険施設・事業所）

## 【概要】

身体的拘束の適正化のための措置（身体的拘束を実施した場合の態様等の記録、「身体的拘束等適正化検討委員会」の開催、指針の整備、研修の実施）が講じられていない場合に、基本報酬を所定単位数から減算する。

## 【減算の適用】 所定単位数の100分の10を減算

該当要件	次の①～④のいずれかを講じていない場合（ <b>一つでも未実施であれば減算に該当</b> ） ① 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること ② 身体的拘束等適正化検討委員会を3月に1回以上開催すること ③ 身体的拘束の適正化のための指針を整備すること ④ 従業者に対し、身体的拘束の適正化のための研修を定期的実施すること
適用期間	上記①～④のいずれかを講じていない事実が生じた月の翌月～改善が認められた（※1）月まで

（※1）減算に該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を本市へ提出したのち、事実が生じた月から3月後に、改善計画に基づく改善状況を報告すること。

# 関係法令等（特別養護老人ホーム・短期入所生活介護）

## 【施設基準】

	従来型	ユニット型	地域密着型
特養	特養条例第16条 特養通知第4-3 老福条例第15条 老福通知第4-10	特養条例第37条 特養通知第5-5 老福条例第47条 老福通知第5-5	特養条例第49条（第37条準用） 特養通知第6-6（第4-3準用） 密着条例第159条 密着通知
短期	居宅条例第142条	居宅条例第163条	—

## 【身体拘束廃止未実施減算】

	従来型／ユニット型	地域密着型
特養（介護老人福祉施設）	施設報酬基準告示 別表1イ／ロ注4 大臣基準告示 第八十六号 報酬通知 第2の5(5)	密着報酬基準告示 別表8ロ注4 大臣基準告示 第六十三号 密着報酬通知第2の8(5)（5(3)準用）
短期	居宅報酬基準告示 別表8イ／ロ注3 大臣基準告示 第三十四号の三の二 報酬通知 第2の2(6)	—

# 関係法令等（介護老人保健施設）

## 【施設基準】

	従来型	ユニット型
老健	老健条例第16条 老健通知第4 - 11	老健条例第47条 老健通知第5 - 5

## 【身体的拘束未実施減算】

	従来型	ユニット型
老健	施設報酬基準告示 別表2イ注3 大臣基準告示 第八十九号 報酬通知 第2の6(7)(5の(5)準用)	施設報酬基準告示 別表2ロ注3 大臣基準告示 第八十九号 報酬通知 第2の6(7)(5の(5)準用)

# 関係法令等（介護医療院）

## 【施設基準】

	従来型	ユニット型
医療院	医療院条例第16条 医療院通知第5-11	医療院条例第47条 医療院通知第6-5

## 【高齢者虐待防止措置未実施減算】

	従来型	ユニット型
医療院	施設報酬基準告示 別表4イ/ロ注3 大臣基準告示 第百号 報酬通知 第2の8(10) (5の(5)準用)	施設報酬基準告示 別表4ニ/ホ注3 大臣基準告示 第百号 報酬通知 第2の8(10) (5の(5)準用)

# 関係法令等（養護老人ホーム）

---

## 【施設基準】

養護	養護条例第17条 養護通知第4 - 3

# 関係法令等（軽費老人ホームA型・ケアハウス）

## 【施設基準等】

軽費老人ホームA型	ケアハウス	
	特定施設の指定なし	特定施設の指定あり
軽費条例附則第30項（第18条準用）	軽費条例第18条	軽費条例第18条 居宅条例第208条

## 【身体拘束廃止未実施減算】

ケアハウス（特定施設の指定あり）
居宅報酬基準告示 別表10注4 大臣基準告示 第四十二号の二 報酬通知 第2の4（4）

# 関係法令等（介護付有料老人ホーム・住宅型有料老人ホーム）

## 【施設基準等】

介護付有料老人ホーム		住宅型有料老人ホーム
特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	
居宅条例第208条 市指導指針10（16）、（17）	密着条例第140条 市指導指針10（16）、（17）	市指導指針10（16）、（17）

## 【身体拘束廃止未実施減算】

介護付有料老人ホーム	
特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
居宅報酬基準告示 別表10注4 大臣基準告示 第四十二号の二 報酬通知第2の4（4）	密着報酬基準告示別表7注3 大臣基準告示 第六十号の四 密着報酬通知第2の7（3） （5（3）準用）